

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市文書取扱規程（平成26年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。